

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

公表日 2025年8月1日

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	57.4% (除く医師 85.3%)
正職員	62.2% (除く医師 87.5%)
パート・有期職員	40.3% (除く医師 74.2%)

対象期間：令和6年事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する手当、賞与等を含み、退職手当等を除く

正職員：正職員

パート・有期職員：パートタイム職員、嘱託職員、非常勤職員

差異についての補足説明

・医療法人であり、相対的に医師の人件費が高いことから、全区分とも大幅に男性比率が高い状況となっています。参考として（ ）内に除く医師の差異を表示しております。